

7 外国につながるのある家庭、子どものために

【現状と課題】

(1) 外国につながるがある家庭と子どもたち

区内の6歳から14歳の学齢期の子ども人口は、平成31年4月1日現在16,702人で、そのうち外国籍の人口は1,620人、約10%であり、区の人口に占める外国人住民の割合とほぼ同じとなっています。

一方、区立の小中学校に在籍する児童生徒は12,145人で、そのうち外国籍児童・生徒は665人、約5.5%となっています（令和元年5月1日の学校基本調査から）。

区が平成23年度に行った「外国にルーツを持つ子どもの実態調査」では、「教科学習の強化の観点から、各学校の実態に応じた日本語指導体制」「日本語を習得していない保護者への十分なケア」「トータルな生活支援の一環として、住まいに関する情報提供」「保護者向けの施策や取組みに対する認知度の向上」「不就学児童の通学支援に向けた対応」が課題として挙げられました。

さらに 第一期新宿区多文化共生まちづくり会議（平成24年9月から平成26年8月）では、日本語指導の充実、外国人の保護者が子育てや地域で孤立しないための家庭へのサポート、地域での連携強化とともに、子どもが教育を受ける機会を逸しないための取組みの必要性が指摘されています。

(2) 外国籍等の子どもや保護者への支援

外国人人口の増加、出身国の多様化、外国にルーツを持つ日本人の増加等の状況を受け、児童・生徒の多国籍化・多言語化が一層進展していくことが予測されます。

学校や教育センターでは、外国等から編入学してきた幼児・児童・生徒の日本語指導や適応指導として、日本語サポート指導や日本語学習支援を実施するとともに、平成28年度からは、日本語指導が必要な中学3年生を対象とした進学支援を行ってきました。

現在、区立学校に在籍する外国人の児童・生徒数は10年前と比べて約1.5倍に増加しています。また、平成30年度に日本語サポート指導を受けた幼児・児童・生徒数は70名で、年度により違いはありますが、こちらも増加傾向にあります。

外国人児童・生徒への支援については、日本の学校生活への適応支援と日本語の初期指導に加え、教科学習に必要な力を含めた総合的・多面的な支援の充実が求められています。

また、外国人幼児・児童・生徒の学校生活に関する保護者への支援として、区の学校での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を6か国語で配布するとともに、個人面談等における通訳の派遣や学校だより等の翻訳を行っており、今後もこうした取組みを充実させていく必要があります。

【取組みの方向】

①外国につながるのある家庭と子どもたちへのサポート

- ・外国人が地域での生活に不自由を感じないように、多言語での生活情報の提供や日本語の習得につながる支援を続けていきます。
- ・外国人の保護者への啓発や相談体制の充実により、子どもの教育に対する意識を高め、子

どもたちの学ぶ権利を保障していきます。

②日本語のサポートが必要な子どもと家庭への支援の充実

- 日本語がわからない状態で編入・転入してくる幼児・児童・生徒が、日本の学校に慣れ、円滑に生活することができるよう、日本語の初期指導を行うとともに、必要な教科学習の支援を行います。
- 保護者への支援や学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力をするNPO法人との連携により、外国から編入・転入してきた子どもたちが学校生活に慣れるための支援として、区立学校及び幼稚園での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を多言語で作成し、活用します。
- 外国籍の児童等が多い区の特徴を活かして、学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことのできる授業を行うなど、相互の学びを促していきます。
- 保育施設においては、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決し、子どもがより良い園生活を送れるよう母国語によるサポートや日本語理解に向けた支援を行います。また、面談や保護者会の際に通訳を派遣し、コミュニケーションの円滑化を図ります。

7 外国につながるのある家庭、子どものために

【現状と課題】

(1) 外国につながるがある家庭と子どもたち

区内の0歳から5歳の乳幼児期の子ども人口は、平成31年4月1日現在14,155人で、そのうち外国籍の人口は998人、約8%となっています。また、6歳から14歳の学齢期の子ども人口は、平成31年4月1日現在16,702人で、そのうち外国籍の人口は1,620人、約10%であり、学齢期の年齢層で、外国籍人口の占める割合は高くなっています。なお、区立の小中学校に在籍する児童・生徒は12,145人で、そのうち外国籍児童・生徒は665人、約5.5%（令和元年5月1日の学校基本調査から）で、10年前と比べて約1.5倍に増加しています。

外国籍人口の増加、出身国の多様化や外国にルーツを持つ日本人の増加等により、子どもたちの多国籍化・多言語化が一層進展していくことが予測されます。

こうした状況に対応して、外国等から転入してきた子どもたちの日本語の適応のため、日本語サポートや日本語を学んでいくための支援を実施するとともに、平成28年度からは、日本語指導が必要な中学3年生を対象に進学支援を行っています。日本語サポート指導を受けた子どもたちの人数は、年度により違いはありますが、増加傾向にあります。

中でも、外国人児童・生徒への支援については、日本の学校生活への適応支援と日本語の初期指導に加え、教科学習に必要な力をつけることを含めた総合的・多面的な支援の充実が求められています。

区が平成23年度に行った「外国にルーツを持つ子どもの実態調査」では、「教科学習の強化の観点から、各学校の実態に応じた日本語指導体制」「日本語を習得していない保護者への十分なケア」「トータルな生活支援の一環として、住まいに関する情報提供」「保護者向けの施策や取組みに対する認知度の向上」「不就学児童の通学支援に向けた対応」が課題として挙げられました。

このため、日本での学校生活を円滑に送っていくための保護者への支援として、学校での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を8言語で配布するとともに、学校だより等の翻訳を行っています。さらに、保育施設を含め、面談や保護者会におけるコミュニケーションを円滑に図るために、通訳の派遣を行っており、今後もこうした相互理解のための総合的な支援の取組みを充実させていく必要があります。

さらに、第一期新宿区多文化共生まちづくり会議（平成24年9月から平成26年8月）では、日本語指導の充実、外国人の保護者が子育てや地域で孤立しないための家庭へのサポート、地域での連携強化とともに、子どもが教育を受ける機会を逸しないための取組みの必要性が指摘されています。

【取組みの方向】

① 外国につながるのある家庭と子どもたちへのサポート

- ・地域での生活に不自由を感じないように、多言語での生活情報の提供や日本語の習得につながる支援を続けていきます。

- 外国人の保護者への啓発や相談体制の充実により、子どもの教育に対する意識を高め、子どもたちの学ぶ権利を保障していきます。
- **保護者への支援のために**面談や保護者会の際に通訳を派遣し、コミュニケーションの円滑化を図ります。
- 多言語による小・中学校の入学案内を送付し、外国籍児童・生徒の就学機会の確保を図ります。
- 日本語がわからない状態で転入してくる子どもたちが、日本の学校に慣れ、円滑に生活することができるよう、日本語を学ぶための初期指導を行うとともに、必要な教科学習の支援や進学支援を行います。
- 保護者への支援や学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力をするNPO法人との連携により、外国から転入してきた子どもたちが学校生活に慣れるための支援として、区立学校及び幼稚園での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を多言語で作成し、活用します。
- 外国籍の児童等が多い区の特徴を活かして、学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことのできる授業を行うなど、相互の学びを促していきます。
- 外国籍児童・生徒の就学先調査により就学状況を個別に把握し、就学を促していきます。